

外国人材受入環境整備事業費補助金のご案内

外国人材の就業・生活環境の改善及び多文化共生の推進に係る取組を行う事業者に**最大15万円**（補助率2／3）を補助します。

外国人材のために母国語の作業マニュアルを作成したい！



外国人材の暮らしの質を上げる取組をしたい！



対象者

飯塚市内に在住する外国人材を雇用している市内事業者

→①技能実習 ②特定技能 ③技術・人文知識・国際業務

※当該年度内に外国人材を雇用する具体的な予定がある事業者も対象者となります。

対象事業

①就業環境整備事業（例）母国語のマニュアル作成、資格取得等

外国人材の就業環境を改善するための取組

②生活環境整備事業（例）寝具改善、冷暖房設置、リフォーム等

外国人材の生活の本拠の環境を改善するための取組

③地域社会共生事業（例）地域イベント参加、歴史資料館訪問、旧伊藤伝右衛門邸訪問等

文化・伝統行事の体験や地域住民との交流を行う等、共生社会を推進するための取組

補助金の概要

補助対象経費	市内事業者における外国人材の就業・生活環境の改善及び共生社会の推進のための取組に係る経費（謝金、旅費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、研修費等）
補助限度額	最大15万円／事業者
補助率	2／3

お問い合わせ

詳しい資料や申請様式等は、以下のHPをご参照ください。

飯塚市経済部国際政策課 国際経済推進係
〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
(TEL) 0948-22-5521 ✉kokusai@city.iizuka.lg.jp



補助対象者

補助対象者は以下のすべてに該当する事業者です。

- (1) 市内に事務所又は事業所を置く事業者
- (2) 市内事業所において外国人を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定である事業者又は当該年度内に新たに雇用する具体的な計画がある事業者
- (3) 当該年度の2月末に市内在住の外国人材を雇用している者
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- (5) 市税の滞納がないこと
- (6) 外国人材受入れ事例の作成等市の外国人施策に協力する者
- (7) 外国人材活躍応援宣言を行う者
- (8) 当該補助金の交付を過去に受けたことがない者
但し、市が共催もしくは後援する事業を行う場合においては、この限りではありません。



事例のサンプル

事業の流れ

申請

審査、照会

交付決定
(通知)

事業開始
事業実施

実績報告書

補助金額の
確定

交付請求
(提出)

注意事項

- ・ 交付決定後に着手する事業を対象とします。但し、やむを得ない理由で事業を事前着手する場合は、事前着手理由書をご提出いただきます。(申請前に着手した事業は対象外)
- ・ 申請に対する審査・照会には、2週間程度の期間を要します。
- ・ 年度内に事業が完了するようにご注意ください。
- ・ 当補助金は当該年度の2月末に市内在住の外国人材が補助事業者[※]に在籍していることが補助金交付の要件となるので、当該年度2月末時点での在留カード(表・裏)の写しを提出していただきます。
- ・ 当補助金で購入した備品(5万円以上)は財産処分承認申請書を提出し、市長からの承認がない限り処分できません。また、取得価格等が5万円以上のものは、備品の耐用年数又は補助事業完了の日から5年のいずれか短い期間を経過するまでは、取得財産等管理台帳を整備・保管するとともに、当該補助金で取得した財産に取得年度及び補助金名を記載した標章を貼付して管理してください。
- ・ 外国人材受入れ事例、外国人材活躍応援宣言は特定の様式がございます。詳しくはHPをご確認下さい。
- ・ 補助事業を行う際にご不明な点等ございましたら、国際政策課にご確認ください。